



福島県入札等制度改革部会  
部会長 内堀 雅雄 様

# 要望書

入札制度について

平成19年10月11日

自由民主党福島県支部連合会



## 入札制度について

県の入札制度については、県の公共工事に関する談合の防止の観点から、条件付一般競争入札が導入され、その結果として、行きすぎた低価格競争を招いております。

このことは、県予算の節減になる反面、公共建築物の品質低下や、脆弱な県内建設産業が連鎖的に倒産することが懸念されるなど、県内経済・雇用に悪影響が及びはじめています。

入札制度の改革の方向は理解するところですが、このような状況は決して県民のための予算執行とは言えず、公共工事の実態を踏まえた改革となるよう制度の見直しを行う必要があると考えます。

自由民主党福島県支部連合会は土木部会及び総務部会において県の入札制度のあり方について検討し、党として下記事項を取りまとめましたので、早急に見直しされますよう強く要望いたします。

### 記

- 1 予定価格の事前公表を廃止すること。
- 2 適正な設計・積算を実施すること。
- 3 最低制限価格の根拠を明確にすること。
- 4 一定金額未満の工事は、指名競争入札及び随意契約とすること。
- 5 上記以上の工事は、総合評価方式の完全実施による条件付一般競争入札とすること。
- 6 総合評価基準については、企業力や技術力の客観的評価に加え、工事箇所と同一エリアに営業拠点が有ることや、地元雇用人数、災害時出動や地域行事への協力、技能士の活用と育成など、地域貢献等の配点割合を多くすること。
- 7 「福島県入札制度等監視委員会」には、入札制度をとりまく実態を熟知している専門家がいないため、検討結果が現状に合わないことから、監視委員会の事務分担の中で制度設計に関することについては、現状を熟知している別組織で検討を行うこと。
- 8 県発注の公共工事の予定価格及び最低制限価格については、工事発注機関が決定しているが、談合防止の観点から、最低制限価格は出納局等発注機関以外の機関が決定すること。

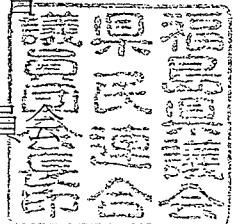


平成 19 年 12 月 18 日

福島県知事  
佐藤 雄平様

## 入札制度改革に対する緊急提言

福島県議会県民連合  
会長 瓜生信一郎  
入札制度等検討委員会  
会長 安瀬全孝



私ども県民連合では、入札制度等検討委員会を設置し調査検討を重ねてまいりました。つきましては次のとおり提言いたします。

県では、これまで工事に係る入札制度改革に取り組み、今年の4月から、条件付一般競争入札を原則とする新しい入札制度を導入したところです。

これにより、透明性、競争性、公正性の向上が図られてきていると思いますが、一方では、競争の激化により、落札率の低下や低価格入札の増加により、企業経営への圧迫、下請け業者へのしづ寄せ、工事の品質の低下などの懸念の声が出ております。

県は入札制度については、不断の見直しをしていくと言つておりますので、これらの声を踏まえて、行き過ぎた競争の是正が図られるよう、下記のとおり制度の見直しについて検討を行うよう要望いたします。

#### 記

1. 工事価格の事前公表のあり方について検討する事
2. 総合評価方式の本格導入に向けて、企業の地域貢献度をより重視することについて検討する事
3. 条件付一般競争入札の対象公示価格の引き上げについて検討する事
4. 建設単価の見直しは迅速に行うこと

以上



平成19年12月19日

福島県知事

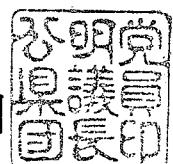
佐藤 雄平 様

## 要 望 書

入札制度改革と公共事業予算の確保等について

公明党福島県本部

公明党福島県議会議員団



## 入札制度改革と公共事業予算の確保等について

県発注工事の透明性・競争性・公平性を確保する入札制度改革の基本方針策定より1年が経過した。この間、一般競争入札の全面導入により落札率が下がるなど、改革の成果があるものと考えられる。

しかしながら、過度な競争による低価格入札の増加が企業経営を圧迫し、工事品質、下請業者へのしわ寄せ等の問題を生じさせてきている現状が明らかになっている。

公明党福島県本部及び公明党福島県議団は、これまで種々調査、検討してきた結果、公共工事に対する県民の信頼の確保と建設事業者等の健全な発展を図るために、以下について早期な対応を要望する。

### 記

#### 1. 入札制度改革について

- (1) 適正な工事予定価格の積算単価の設定。
- (2) 予定価格の事前公表の在り方の見直し。
- (3) 総合評価方式の導入（地域貢献度の重視）。
- (4) 最低制限価格の引き上げ。
- (5) 条件付き一般競争入札の対象工事価格の引き上げ。

#### 2. 県民の安全・安心を守るために社会資本の整備を計画的、継続的な推進を図るために、平成20年度公共工事予算の確保と建設事業者等への支援策の充実を図ること。